

# 久喜市ホームページ広告掲載取扱要綱

平成22年3月23日

告示第5号

## (趣旨)

第1条 この告示は、市が開設する公式ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に有料で広告を掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この告示において「広告ホームページ」とは、市ホームページに掲載する広告から接続できるホームページのことをいう。

## (広告の種類等)

第3条 広告の種類、位置及び規格は、市長が別に定める。

## (広告基準)

第4条 掲載する広告及び広告ホームページの内容は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 政治性のあるもの
- (2) 宗教性のあるもの
- (3) 風俗営業に関するもの及びこれに類するもの
- (4) 選挙関係のもの
- (5) 社会問題についての主義主張（意見広告）
- (6) 個人の名刺広告
- (7) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (8) その他広告として適当でないと市長が認めるもの

## (広告の掲載期間等)

第5条 広告の掲載は1月を1単位とし、年度で完結する。

2 市長は、広告の掲載を希望する者が複数月の掲載を希望するときは、これを認めることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、広告の掲載期間内に市ホームページを一時的に閉鎖した場合は、閉鎖した日数に応じて、掲載期間を延長するものとする。ただし、閉鎖した日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わないものとする。

## (掲載の申込み)

第6条 広告の掲載を希望する者は、久喜市ホームページ広告掲載申込書（様式第

1号)を、広告の掲載開始希望日の1月前までに市長に提出するものとする。

(掲載の可否の決定等)

第7条 市長は、前条に規定する申込書が提出されたときは、第4条の規定により掲載の可否を決定するものとする。

2 前項の規定により掲載の可否を決定したときは、久喜市ホームページ広告掲載決定通知書(様式第2号)又は久喜市ホームページ広告非掲載決定通知書(様式第3号)により、当該申込みをした者に通知するものとする。

3 前項の規定により広告の掲載決定通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、広告掲載開始日の7日前までに広告の原稿を提出しなければならない。

(掲載料金等)

第8条 広告の掲載料金は、月額1万5,000円とする。

2 広告主は、市長が指定する期日までに広告の掲載料金を一括で納入しなければならない。

3 広告の作成に係る経費は、広告主が負担する。

(掲載料金の還付)

第9条 納入された広告の掲載料金は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告が掲載できなかったときは、この限りでない。

(掲載の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告の掲載料金を指定する期日までに納入しなかったとき。
- (2) 広告の原稿を指定する期日までに提出しなかったとき。
- (3) 提出された広告の原稿が、申込みの内容と著しく異なっていたとき。
- (4) 広告又は広告ホームページの内容が、法令に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
- (5) 広告又は広告ホームページの内容が、第4条各号のいずれかに該当したとき。
- (6) 広告主が、法令に違反し、又は重大な反社会的行為を行う等、市ホームページに広告を掲載することが適当でないと認められる行為を行ったとき。

(広告主の責任)

第11条 広告及び広告ホームページの内容に関する一切の責任は、広告主が負う

ものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、市ホームページへの広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成24年1月11日告示第11号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年2月9日告示第66号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年2月5日告示第47号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

久喜市ホームページ広告掲載申込書

年　　月　　日

久喜市長

あて

申込者 住所（所在地）

\_\_\_\_\_  
氏名（法人の場合は、名称及び代表者名）

連絡先 電　　話 \_\_\_\_\_

E—m a i l \_\_\_\_\_

担 当 者 名 \_\_\_\_\_

久喜市ホームページへの広告掲載を下記のとおり申し込みます。

記

掲載希望期間	か月 ( 年　月　日から )
リンク先ＵＲＬ	h t t p : //
広告の概要	バナー広告に記載する文字、色など広告の概要を記入してください。 既にバナー広告の原稿がある場合は、原稿を添付してください。
広告掲載料金	円（15,000円×　か月）

申込みに当たり広告及び広告ホームページの内容は、久喜市ホームページ広告掲載取扱要綱第4条各号に該当しないことを誓約します。

様式第2号（第7条関係）

久 第 号  
年 月 日

様

久喜市長

印

久喜市ホームページ広告掲載決定通知書

年 月 日付けでお申し込みいただきました久喜市ホームページへの広告掲載について、下記のとおり掲載することに決定しましたので、通知します。

記

広 告 の 内 容	
掲 載 期 間	年 月 日から か月
掲 載 料 金	円 (15,000円× か月)

様式第3号（第7条関係）

久 第 号  
年 月 日

様

久喜市長

印

久喜市ホームページ広告非掲載決定通知書

年 月 日付けでお申し込みいただきました久喜市ホームページへの広告掲載について、下記の理由により掲載できないことに決定しましたので、通知します。

記

広 告 の 内 容	
非 掲 載 理 由	